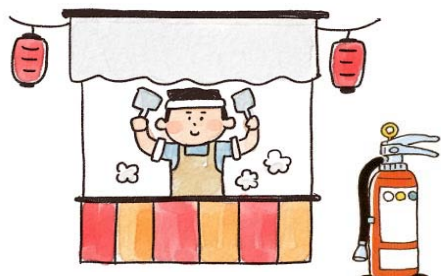


多数の者の集合する催し (イベント)を開催するにあたり

(祭礼、縁日、花火大会等 多数の者が集合する火気を取扱う催し)



火気を取扱う露店等に「**消火器**」

原則として露店ごとに設置！

露店の数が**100以上**

- ・大規模な催しは消防長が指定する「**指定催し**」となります。
- ・事前に主催者に通知します。
- ・市民のみなさんにも公示します。

露店の数が**100未満**

火気を取扱う催し等は届け出が必要になります。

「**露店等の開設届出書**」
消防署へ7日前までに提出！

近親者によるバーベキュー
幼稚園PTAが主催する行事 など
相互に面識がある者の催しは対象外

主催者の義務

- ・「防火担当者」の選任
- ・防火担当者に火災予防上必要な業務に関する計画を作成し、防火管理業務を行う。
- ・業務計画書を消防署に14日前までに提出

主催者の
義務と
なります！

業務計画書を提出しない場合は条例により罰せられます。(30万円以下の罰金)

みなさんが楽しめるイベントになるようにご協力をお願いします。

太田市消防本部 予防課 0276-33-0202

中央消防署
32-6119

東部消防署
40-2119

西部消防署
56-8119

大泉消防署
62-3119



